平成２４年（フ）第１号
静岡県藤枝市兵太夫544番地の５　松浦アパート５号
債務者　乾　　友樹
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
静岡県藤枝市田沼２丁目２番４号　くれあーる藤枝202、旧住所静岡県藤枝市岡部町三輪685番地の８　やよい団地Ｄ―507
債務者　増田　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
釧路市暁町12番10号
債務者　吉田　昇市
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３３４号
釧路市住吉１丁目９番12号　コハクマンション１階
債務者　二見　順治
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
釧路市星が浦大通５丁目５番49号　交運ハイツ404号
債務者　小笠原富吉
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
釧路市共栄大通６丁目２番135号
債務者　杉本百合子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０号
大阪市東淀川区豊新２丁目４番10―207号
債務者　橋口　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９３号
東京都日野市東平山１丁目７番地の５平山住宅1236
債務者　上條　夏輝
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２２０号
横浜市港北区篠原北１丁目１番８号　101号
債務者　狩野　光司
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
神奈川県大和市中央５丁目６番13号　コーポユタカ112号
債務者　七ツ役雅代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５号
横浜市鶴見区平安町２丁目８番地５　高尾荘Ⅱ202
債務者　高石　豪昭
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４６号
静岡市葵区東532番地の４　ケアハウス桜花419号、旧住所静岡市駿河区寺田115番地の２
債務者　小林　政吉
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
静岡市駿河区西脇682番地　スカイプラザおか70Ｂ号
債務者　可児　未由
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２０号
長野県諏訪郡下諏訪町5706番地５
破産者　西山　卓男
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　債権者が債権届出を取り下げた。
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３５９号
埼玉県入間市宮寺3190番地39
破産者　有限会社フクハラ
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部